東京「君が代」裁判原告団・被処分者の会　星野です。

3・18処分取消請求・第３次訴訟原告団（地裁民事１１部、０７・０８・０９　原告５０名）

　第四回口頭弁論の傍聴者の声を送ります。

**「国家強制」に反対する闘いが、国民の中に浸透していかなければならない！**

＊本日の意見陳述人

　①家頭　恵弁護士・・・都教委は「通達」「職務命令」なしでは解決できなかった主張の事実の多くは根拠がなく、主張も独善的で妥当性に欠ける事の指摘。

　②松田　和哲弁護士・・・憲法２０条「信教の自由」に関する都教委の主張の誤りを逐一指摘。

＊「裁判長がこの進め方でいくことに疑問を持っているのがなぜなのかよくわかりませんでしたが、報告会での植竹先生植竹弁護士のお話でよく分かりました。

　山田弁護士のわかりやすく整理されたお話しで、少しだけ私の頭も整理されました。

ありがとうございました。自分の感覚により近くなったという方がいらっしゃいましたが、同感です。

お話しを伺えて良かったと思います。
　余談；授業でやった憲法を試験に出しました。

権利と自由は保持するために国民は〔不断の努力〕をすること、〔濫用〕してはいけません。

〔公共の福祉〕のために～、の空欄を埋める内容でした。残念ながら、正解率は低かったのですが、なかに〔公共の福祉〕を〔天皇〕と記入している生徒もいました。考えずにただ書いたのかなあと、

少々心配になりました。」　　　（○○さん）

＊「１． 内心の自由を説明することの正当性の主張、政府見解も引用し説得力がありました。

　　２． 信教の自由の保障について、『君が代』が国家神道の祭神である天皇への賛美歌であり、

深い宗教的意義を有していたという主張、非常にわかりやすく『君が代』の本質を捉えた指摘だと

感じました。」　（原告　Ｓ・Ｉ）

＊「３０数年（或いは４０年近い）ぶりの裁判の傍聴、原告準備書面を配布してくださり内容がわかりやすかった。裁判後の報告会での先生方の熱い議論に感心する。

議論と同時に、勝たねばならない、市民権を得なければならない、『国家強制』に反対する闘いが、国民の中に浸透していかなければならない、その点での（運動論としての）議論ではどうなるのか、やや気になる点ではある。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（○○さん）

＊「信教の自由について深い認識を示す主張でありました。私自身大変学ぶところ大きなものがありました。しかし白石裁判長の傲慢さは目に余るものがあります。次回の法廷の場所について、大法廷を要求する私たちの声には全く耳を傾けようとはしません。毎回、多数の傍聴者が法廷に入れない事実を目の前にしても、訴訟指揮をとる自分の専決事項だとばかり居丈高となる姿は滑稽としか映りません。彼は一体何を信じ、一体何を怖れているのでしょうか？
　法廷後の報告会は、我々の裁判の今後についてのスリリングな議論の交換の場となりました。

『日の丸、君が代』の強制の持つ意味を『国旗、国歌』の強制という論理であらためて捉え直し、議論を構築してゆくことに対し、様々な意見が表明されました。

この裁判の持つ意義について私たちの認識は一歩深まったことは間違いありません。

私は、山田弁護士の『自由の大きさ』という言葉に深く感じるものがありました。」（３次訴訟原告・Ｔ）

（請求人・代理人弁護士２４名。　傍聴支援者６０名。　心から感謝。　星野）